

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 8 級に該当するとして、障害等級第 10 級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は建設作業員として勤務しており、屋根の上での作業中に転落し、負傷した。負傷後、○医療センターを受診し「右肘関節粉碎開放骨折、右頬骨骨折」と診断され、加療の結果、平成○年○月○日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 10 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

手術により、人工骨頭を置換した。人工骨頭と軟骨との摩擦における激痛、腕の筋力・握力の著しい低下、装具を装着しないと不安定な前腕の状態等から、より上位の等級と認定されるべきと考えるため、再度の測定・審査を求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 外見上、明らかな著変は認めないが、右肘関節に装具を装着している。
- (2) エックス線写真及び主治医の意見から、右肘橈骨頭は粉碎が強く、人工骨頭挿入を認めた。

また、右頬骨骨折後の骨ゆ合を認め、左眼の眼窩下縁から眼窩上縁周辺にかけて金具で固定されており、上顎骨も金具で固定されている。

- (3) 右肘関節の障害について、関節の可動域が健側の可動域角度の $3/4$ 以下に制限されているが $1/2$ 以下までには至らないことから、「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」（障害等級第 10 級の 9）に該当する。
- (4) 右肘に残存する神経系統の障害について、通常派生し随伴するものと判断する。
- (5) 右頬骨骨折後に残存する神経系統の障害について、地方労災医員の意見から、「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第 14 級の 9）に該当する。
- (6) 以上から、障害等級第 10 級の 9 と障害等級第 14 級の 9 を併合により、障害等級第 10 級に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

- (1) 請求人に残存する障害

ア 右肘関節の障害について、鑑定医の意見から、右人工橈骨頭が挿入されかつ関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に減じていると認められることから、「1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」（障害等級第8級の6）に該当する。

イ 神経系統の障害について、地方労災医員の意見から、「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）に該当する。

(2) 結論

以上から、請求人の障害の程度は、①右肘関節の障害に障害等級第8級②神経系統の障害に障害等級第14級が残存することから、併合の方法により、障害等級第8級に該当するものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第10級に応じる障害補償給付を支給するとした旨の処分は、取り消されるべきである。